

上田市地域防災計画 震災対策編

新旧対照表

令和2年3月

頁	新	旧	修正理由・備考								
7	<p align="center">第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>4 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="235 284 992 451"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京管区気象台 (長野地方気象台)</td> <td>(1) 気象警報等の発表及び伝達に関すること (2) 防災知識の普及に関すること (3) 災害防止のための統計調査に関すること (4) 地震情報、南海トラフ地震臨時情報等の通報に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	東京管区気象台 (長野地方気象台)	(1) 気象警報等の発表及び伝達に関すること (2) 防災知識の普及に関すること (3) 災害防止のための統計調査に関すること (4) 地震情報、南海トラフ地震臨時情報等の通報に関すること	<p align="center">第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>4 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1102 284 1915 451"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京管区気象台 (長野地方気象台)</td> <td>(1) 気象警報等の発表及び伝達に関すること (2) 防災知識の普及に関すること (3) 災害防止のための統計調査に関すること (4) 地震情報、南海トラフ地震に関連する情報等の通報に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	東京管区気象台 (長野地方気象台)	(1) 気象警報等の発表及び伝達に関すること (2) 防災知識の普及に関すること (3) 災害防止のための統計調査に関すること (4) 地震情報、南海トラフ地震に 関連する 情報等の通報に関すること	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正 (南海トラフ地震臨時情報の運用開始に伴う変更)</p>
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱										
東京管区気象台 (長野地方気象台)	(1) 気象警報等の発表及び伝達に関すること (2) 防災知識の普及に関すること (3) 災害防止のための統計調査に関すること (4) 地震情報、南海トラフ地震臨時情報等の通報に関すること										
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱										
東京管区気象台 (長野地方気象台)	(1) 気象警報等の発表及び伝達に関すること (2) 防災知識の普及に関すること (3) 災害防止のための統計調査に関すること (4) 地震情報、南海トラフ地震に 関連する 情報等の通報に関すること										

頁	新	旧	修正理由・備考
19	<p align="center">第1節 地震に強いまちづくり</p> <p>第3 計画の内容 2 地震に強いまちづくり (3) ライフライン施設等の機能の確保 ア ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えたとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、<u>上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設や廃棄物処理施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</u></p>	<p align="center">第1節 地震に強いまちづくり</p> <p>第3 計画の内容 2 地震に強いまちづくり (3) ライフライン施設等の機能の確保 ア ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えたとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、<u>上下水道、廃棄物処理施設等の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</u></p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の修正）</p>
19	<p>(4) 地質、地盤の安全確保 ア 施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図るものとする。 イ 個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基礎構造等について普及を図るものとする。 <u>ウ 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。</u></p>	<p>(4) 地質、地盤の安全確保 ア 施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図るものとする。 イ 個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基礎構造等について普及を図るものとする。 (追加)</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（国土強靱化基本計画（H30.12.14）防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策（H30.12.14）防災基本計画に位置付けられているため）</p>
35	<p align="center">第7節 要配慮者支援計画</p> <p>第3 計画の内容 3 要配慮者利用施設対策 (4) 応援体制及び受援体制の整備 市及び県は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。 また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう働きかける。 また、市は、指定避難所内の<u>一般スペース</u>では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。</p>	<p align="center">第7節 要配慮者支援計画</p> <p>第3 計画の内容 3 要配慮者利用施設対策 (4) 応援体制及び受援体制の整備 市及び県は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。 また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう働きかける。 また、市は、<u>一般</u>の指定避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の修正）</p>
35	<p>(7) 要配慮者利用施設が実施する対策 エ 応援体制及び受援体制の整備 要配慮者利用施設においては、市及び県の指導の下に、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）車両（移動入浴車、小型リフト付車等）資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。 また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう努める。 また、指定避難所内の<u>一般スペース</u>では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、市から要請があった場合、積極的に協力する。</p>	<p>(7) 要配慮者利用施設が実施する対策 エ 応援体制及び受援体制の整備 要配慮者利用施設においては、市及び県の指導の下に、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）車両（移動入浴車、小型リフト付車等）資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。 また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう努める。 また、<u>一般</u>の指定避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、市から要請があった場合、積極的に協力する。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の修正）</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
43	<p align="center">第10節 避難収容活動計画</p> <p>第3 計画の内容 2 避難場所等の確保 (12) 要配慮者を安全かつ適切に避難誘導するため、地域住民の助け合いの力等による要配慮者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。 また、指定避難所内の一般スペースでは生活が困難な要配慮者が生活する福祉避難所を、災害が発生した際速やかに設置できるように、あらかじめ社会福祉施設等を福祉避難所に指定するなど体制の整備に努める。</p>	<p align="center">第10節 避難収容活動計画</p> <p>第3 計画の内容 2 避難場所等の確保 (12) 要配慮者を安全かつ適切に避難誘導するため、地域住民の助け合いの力等による要配慮者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。 また、一般の指定避難所では生活が困難な要配慮者が生活する福祉避難所を、災害が発生した際速やかに設置できるように、あらかじめ社会福祉施設等を福祉避難所に指定するなど体制の整備に努める。</p>	国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の修正）
44	(18) 他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決めておくよう努めるものとする。	(18) 他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決めておくよう努めるものとする。	国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の修正）
65	<p align="center">第29節 ため池災害予防計画</p> <p>第2 主な取組み 巡回点検等によりため池の現状を常に把握するとともに、耐震性が不足するため池について順次耐震工事を実施する。 防災重点ため池等、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。</p>	<p align="center">第29節 ため池災害予防計画</p> <p>第2 主な取組み 巡回点検等によりため池の現状を常に把握するとともに、耐震性が不足するため池について順次耐震工事を実施する。 防災重点ため池等、決壊による下流への影響が大きいため池については、ハザードマップの作成・公表や連絡体制の整備を行う。</p>	国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の修正）
73	<p align="center">第33節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容 5 大災害の教訓や災害文化の伝承 過去に起こった大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。 また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。</p>	<p align="center">第33節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容 5 大災害の教訓や災害文化の伝承 過去に起こった大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。 また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。</p>	国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の修正）
75	<p align="center">第37節 企業防災に関する計画</p> <p>第3 計画の内容 1 職員の住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。 2 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。 3 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。 4 企業が実施する計画</p>	<p align="center">第37節 企業防災に関する計画</p> <p>第3 計画の内容 1 職員の住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。 2 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。 3 企業が実施する計画</p>	国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の追加）

頁	新	旧	修正理由・備考
107	<p align="center">第11節 避難収容及び情報提供活動</p> <p>第3 計画の内容 4 避難所の開設 (2) 実施計画 ウ 要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。また、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。</p>	<p align="center">第11節 避難収容及び情報提供活動</p> <p>第3 計画の内容 4 避難所の開設 (2) 実施計画 ウ 要配慮者に配慮して必要に応じて、福祉避難所を設置する。また、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 (文言の修正)</p>
108	<p>5 指定避難所の運営 (2) 実施計画 ケ 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やN.P.O・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。</p>	<p>5 指定避難所の運営 (2) 実施計画 ケ 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 (文言の修正)</p>